

第22号議案

使用料、手数料等の額の改定等に関する条例

(島根県手数料条例の一部改正)

第1条 島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表4の項第2号ア中「6,200円」を「6,210円」に改め、同号イ中「8,600円」を「8,610円」に改める。

別表10の3の項第1号中「237,000円」を「239,000円」に改め、同項第2号及び第3号中「203,000円」を「204,000円」に改める。

別表14の項第2号イ中「86,000円」を「87,000円」に改める。

別表15の項第5号イ中「22,000円」を「22,100円」に改める。

別表19の項第4号中「61,000円」を「62,000円」に改める。

別表23の項第1号中「7,000円」を「7,070円」に改め、同項第6号中「63,000円」を「63,500円」に改める。

別表29の項第3号ウ中「1,560円」を「1,570円」に改める。

別表30の項第3号ア中「149,800円」を「149,900円」に改め、同号イ及びエ中「131,600円」を「131,700円」に改め、同号オ及びカ中「58,800円」を「58,900円」に改め、同号キ中「149,800円」を「149,900円」に改め、同号ク中「131,600円」を「131,700円」に改め、同号ケ中「95,000円」を「95,100円」に改め、同項第4号ア中「138,000円」を「138,100円」に改め、同号イ及びエ中「115,000円」を「115,100円」に改め、同号オ及びカ中「47,100円」を「47,200円」に改め、同号キ中「138,000円」を「138,100円」に改め、同号ク中「115,000円」を「115,100円」に改め、同号ケ中「69,900円」を「70,000円」に改め、同項第5号ア中「90,000円」を「90,100円」に改め、同号イ中「85,000円」を「85,100円」に改め、同号ウ中「47,600円」を「47,700円」に改め、同号エ中「85,000円」を「85,100円」に改め、同号オ中「47,600円」を「47,700

円」に改め、同号キ中「44,800円」を「44,900円」に改め、同号ク中「39,900円」を「40,000円」に改め、同号ケ中「33,500円」を「33,600円」に改め、同号コ中「39,900円」を「40,000円」に改め、同号サ中「33,500円」を「33,600円」に改め、同号シ中「90,000円」を「90,100円」に改め、同号ス中「85,000円」を「85,100円」に改め、同号セ中「47,600円」を「47,700円」に改め、同項第6号ア中「50,700円」を「50,800円」に改め、同号イ中「48,000円」を「48,100円」に改め、同号ウ中「24,100円」を「24,200円」に改め、同号エ中「48,000円」を「48,100円」に改め、同号オ中「24,100円」を「24,200円」に改め、同号キ中「26,100円」を「26,200円」に改め、同号ク中「25,200円」を「25,300円」に改め、同号ケ中「24,100円」を「24,200円」に改め、同号コ中「25,200円」を「25,300円」に改め、同号サ中「24,100円」を「24,200円」に改め、同号シ中「50,700円」を「50,800円」に改め、同号ス中「48,000円」を「48,100円」に改め、同号セ中「24,100円」を「24,200円」に改め、同項第7号ア中「81,000円」を「81,100円」に改め、同号イ中「77,000円」を「77,100円」に改め、同号ウ中「41,300円」を「41,400円」に改め、同号エ中「77,000円」を「77,100円」に改め、同号オ中「41,300円」を「41,400円」に改め、同号カ中「39,200円」を「39,300円」に改め、同号キ中「35,700円」を「35,800円」に改め、同号ク中「30,700円」を「30,800円」に改め、同号ケ中「35,700円」を「35,800円」に改め、同号コ中「30,700円」を「30,800円」に改め、同号サ中「81,000円」を「81,100円」に改め、同号シ中「77,000円」を「77,100円」に改め、同号ス中「41,300円」を「41,400円」に改め、同項第9号ア中「48,700円」を「48,800円」に改め、同号イ中「28,700円」を「28,800円」に改め、同号ウ中「13,200円」を「13,300円」に改め、同号エ中「28,700円」を「28,800円」に改め、同号オ中「13,200円」を「13,300円」に改め、同号カ中「48,700円」を「48,800円」に改め、同号キ中「28,700円」を「28,800円」に改め、同号ク中「13,200円」を「13,300円」に改め、同号ケ中「48,700円」を「48,800円」に改め、同号コ中「28,700円」を「28,800円」に改め、同号サ中「13,200円」を「13,300円」に改め、同項第10号中「13,200円」を「13,300円」

に改め、同項第11号ア中「104,000円」を「104,100円」に改め、同号イ中「72,800円」を「72,900円」に改め、同号ウ中「39,200円」を「39,300円」に改め、同号エ中「72,800円」を「72,900円」に改め、同号オ中「39,200円」を「39,300円」に改め、同号カ中「104,000円」を「104,100円」に改め、同号キ中「72,800円」を「72,900円」に改め、同号ク中「39,200円」を「39,300円」に改め、同号ケ中「104,000円」を「104,100円」に改め、同号コ中「72,800円」を「72,900円」に改め、同号サ中「39,200円」を「39,300円」に改め、同項第12号中「39,200円」を「39,300円」に改め、同項第23号中「71,000円」を「71,100円」に改め、同項第24号中「48,700円」を「48,800円」に改め、同項第26号ア中「48,700円」を「48,900円」に改め、同号イ中「28,700円」を「28,900円」に改め、同号ウ中「13,200円」を「13,400円」に改め、同号エ中「28,700円」を「28,900円」に改め、同号オ中「13,200円」を「13,400円」に改め、同号カ中「48,700円」を「48,900円」に改め、同号キ中「28,700円」を「28,900円」に改め、同号ク中「13,200円」を「13,400円」に改め、同号ケ中「48,700円」を「48,900円」に改め、同号コ中「28,700円」を「28,900円」に改め、同号サ中「13,200円」を「13,400円」に改め、同項第27号中「13,200円」を「13,300円」に改め、同項第28号ア中「104,000円」を「104,200円」に改め、同号イ中「72,800円」を「73,000円」に改め、同号ウ中「39,200円」を「39,400円」に改め、同号エ中「72,800円」を「73,000円」に改め、同号オ中「39,200円」を「39,400円」に改め、同号カ中「104,000円」を「104,200円」に改め、同号キ中「72,800円」を「73,000円」に改め、同号ク中「39,200円」を「39,400円」に改め、同号ケ中「104,000円」を「104,200円」に改め、同号コ中「72,800円」を「73,000円」に改め、同号サ中「39,200円」を「39,400円」に改め、同項第29号中「39,200円」を「39,300円」に改める。

別表35の項第1号ア中「2,500円」を「2,510円」に改め、同号イ中「1,900円」を「1,910円」に改め、同項第2号中「1,100円」を「1,110円」に改める。

別表37の項第2号イ中「31,500円」を「31,800円」に改め、同項第5号中「760円」を「770円」に改める。

別表39の項第2号中「3,800円」を「3,850円」に改め、同項第3号中「6,400円」を「6,450円」に改める。

別表40の項第2号中「8,900円」を「8,950円」に改め、同項第3号中「9,000円」を「9,060円」に改める。

別表41の項第3号中「2,800円」を「2,900円」に改める。

別表43の項第5号中「440円」を「450円」に改める。

別表47の項第2号ア(ウ)g中「10,700円」を「11,000円」に改め、同号ア(ウ)h中「15,000円」を「15,400円」に改め、同号ア(ウ)i中「19,100円」を「19,600円」に改め、同号ア(ウ)j中「21,600円」を「22,200円」に改め、同号ア(ウ)k中「29,800円」を「30,400円」に改め、同号ア(ウ)l中「51,200円」を「51,800円」に改め、同項第3号イ(ア)c(h)中「2,450円」を「2,520円」に改め、同号イ(ア)c(i)中「6,150円」を「6,320円」に改め、同号イ(ア)c(j)中「7,750円」を「7,970円」に改め、同号イ(ア)c(k)中「11,400円」を「11,700円」に改め、同号イ(ア)c(l)中「14,150円」を「14,500円」に改め、同号イ(ア)c(m)中「18,900円」を「19,400円」に改め、同号イ(ア)c(n)中「21,300円」を「21,900円」に改め、同号イ(ア)c(o)中「37,800円」を「38,400円」に改め、同項第4号中「700円」を「710円」に改め、同項第11号イ(ア)中「22,700円」を「23,300円」に改め、同号イ(イ)中「37,300円」を「38,200円」に改め、同号ウ中「32,400円」を「33,300円」に改め、同号エ(ア)中「93,100円」を「94,900円」に改め、同号エ(イ)中「123,500円」を「125,000円」に改め、同号エ(ウ)中「92,700円」を「94,500円」に改め、同号エ(エ)中「103,700円」を「105,000円」に改め、同号エ(オ)中「98,200円」を「100,000円」に改め、同号エ(カ)中「113,500円」を「115,000円」に改め、同号エ(キ)中「99,100円」を「100,000円」に改め、同号エ(ク)中「105,700円」を「107,000円」に改め、同号エ(ケ)中「25,300円」を「25,800円」に改める。

別表54の項第4号イ中「16,500円」を「17,900円」に改める。

別表64の項中「160,000円」を「161,000円」に改める。

別表64の2の項第1号イ(エ)中「580,000円」を「581,000円」に改め、同号イ(オ)中「996,000円」を「999,000円」に改め、同号イ(カ)中「1,814,000円」を

「1,820,000円」に改め、同号イ(キ)中「2,591,000円」を「2,601,000円」に改め、
同号イ(ク)中「3,174,000円」を「3,186,000円」に改め、同項第2号イ(ロ)中
「580,000円」を「581,000円」に改め、同号イ(ハ)中「996,000円」を「999,000
円」に改め、同号イ(ニ)中「1,814,000円」を「1,820,000円」に改め、同号イ(ホ)
中「2,591,000円」を「2,601,000円」に改め、同号イ(ヘ)中「3,174,000円」を
「3,186,000円」に改め、同項第3号中「100分の105」を「100分の108」に改
める。

別表64の4の項第1号ア中「33,300円」を「33,500円」に、「エネルギーの
使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」
に、「4,500円」を「4,600円」に改め、同号イ(ア)中「67,400円」を「67,700円」
に、「9,100円」を「9,200円」に改め、同号イ(イ)中「93,500円」を「93,900円」
に、「15,400円」を「15,500円」に改め、同号イ(ウ)中「131,000円」を「132,000
円」に、「25,700円」を「25,900円」に改め、同号イ(ロ)中「188,000円」を
「189,000円」に、「43,200円」を「43,300円」に改め、同号イ(ハ)中「270,000
円」を「272,000円」に、「77,300円」を「77,700円」に改め、同号イ(ニ)中
「361,000円」を「362,000円」に、「120,000円」を「121,000円」に改め、同
号イ(ホ)中「473,000円」を「475,000円」に改め、同号イ(ヘ)中「556,000円」を
「558,000円」に、「162,000円」を「163,000円」に改め、同号ウ(ア) a 中「67,400
円」を「67,700円」に、「9,100円」を「9,200円」に改め、同号ウ(ア) b 中
「93,500円」を「93,900円」に、「15,400円」を「15,500円」に改め、同号ウ
(ア) c 中「131,000円」を「132,000円」に、「25,700円」を「25,900円」に改め、
同号ウ(ア) d 中「188,000円」を「189,000円」に、「43,200円」を「43,300円」
に改め、同号ウ(ア) e 中「270,000円」を「272,000円」に、「77,300円」を
「77,700円」に改め、同号ウ(ア) f 中「361,000円」を「362,000円」に、「120,000
円」を「121,000円」に改め、同号ウ(ア) g 中「473,000円」を「475,000円」に改
め、同号ウ(ア) h 中「556,000円」を「558,000円」に、「162,000円」を「163,000
円」に改め、同号ウ(イ) a 中「106,000円」を「107,000円」に、「9,100円」を
「9,200円」に改め、同号ウ(イ) b 中「173,000円」を「174,000円」に、「25,700

円」を「25,900円」に改め、同号ウ(イ) c 中「270,000円」を「271,000円」に、「77,300円」を「77,700円」に改め、同号ウ(イ) d 中「346,000円」を「348,000円」に、「122,000円」を「123,000円」に改め、同号ウ(イ) e 中「408,000円」を「409,000円」に改め、同号ウ(イ) f 中「475,000円」を「477,000円」に、「190,000円」を「191,000円」に改め、同号ウ(ウ) a 中「235,000円」を「236,000円」に、「9,100円」を「9,200円」に改め、同号ウ(ウ) b 中「370,000円」を「371,000円」に、「25,700円」を「25,900円」に改め、同号ウ(ウ) c 中「526,000円」を「529,000円」に、「77,300円」を「77,700円」に改め、同号ウ(ウ) d 中「646,000円」を「648,000円」に、「122,000円」を「123,000円」に改め、同号ウ(ウ) e 中「749,000円」を「752,000円」に改め、同号ウ(ウ) f 中「855,000円」を「859,000円」に、「190,000円」を「191,000円」に改め、同号エ(イ) 中「235,000円」を「236,000円」に、「9,100円」を「9,200円」に改め、同号エ(イ) 中「370,000円」を「371,000円」に、「25,700円」を「25,900円」に改め、同号エ(ウ) 中「526,000円」を「529,000円」に、「77,300円」を「77,700円」に改め、同号エ(エ) 中「646,000円」を「648,000円」に、「122,000円」を「123,000円」に改め、同号エ(オ) 中「749,000円」を「752,000円」に改め、同号エ(カ) 中「855,000円」を「859,000円」に、「190,000円」を「191,000円」に改め、同項第2号ア中「16,600円」を「16,700円」に、「2,200円」を「2,300円」に改め、同号ウ(イ) a 中「67,400円」を「67,700円」に、「9,100円」を「9,200円」に改め、同号ウ(イ) b 中「93,500円」を「93,900円」に、「15,400円」を「15,500円」に改め、同号ウ(イ) c 中「131,000円」を「132,000円」に、「25,700円」を「25,900円」に改め、同号ウ(イ) d 中「188,000円」を「189,000円」に、「43,200円」を「43,300円」に改め、同号ウ(イ) e 中「270,000円」を「272,000円」に、「77,300円」を「77,700円」に改め、同号ウ(イ) f 中「361,000円」を「362,000円」に、「120,000円」を「121,000円」に改め、同号ウ(イ) g 中「473,000円」を「475,000円」に改め、同号ウ(イ) h 中「556,000円」を「558,000円」に、「162,000円」を「163,000円」に改め、同号ウ(ウ) a 中「106,000円」を「107,000円」に、「9,100円」を「9,200円」に改め、同号ウ(ウ) b 中「173,000円」を

「174,000円」に、「25,700円」を「25,900円」に改め、同号ウ(ウ)c中「270,000円」を「271,000円」に、「77,300円」を「77,700円」に改め、同号ウ(ウ)d中「346,000円」を「348,000円」に、「122,000円」を「123,000円」に改め、同号ウ(ウ)e中「408,000円」を「409,000円」に改め、同号ウ(ウ)f中「475,000円」を「477,000円」に、「190,000円」を「191,000円」に改め、同号ウ(ウ)a中「235,000円」を「236,000円」に、「9,100円」を「9,200円」に改め、同号ウ(ウ)b中「370,000円」を「371,000円」に、「25,700円」を「25,900円」に改め、同号ウ(ウ)c中「526,000円」を「529,000円」に、「77,300円」を「77,700円」に改め、同号ウ(ウ)d中「646,000円」を「648,000円」に、「122,000円」を「123,000円」に改め、同号ウ(ウ)e中「749,000円」を「752,000円」に改め、同号ウ(ウ)f中「855,000円」を「859,000円」に、「190,000円」を「191,000円」に改め、同号エ(エ)中「235,000円」を「236,000円」に、「9,100円」を「9,200円」に改め、同号エ(エ)中「370,000円」を「371,000円」に、「25,700円」を「25,900円」に改め、同号エ(エ)中「526,000円」を「529,000円」に、「77,300円」を「77,700円」に改め、同号エ(エ)中「646,000円」を「648,000円」に、「122,000円」を「123,000円」に改め、同号エ(エ)中「749,000円」を「752,000円」に改め、同号エ(エ)中「855,000円」を「859,000円」に、「190,000円」を「191,000円」に改め、同項第3号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第2条 行政財産の使用料に関する条例(昭和39年島根県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(島根県立しまね海洋館条例の一部改正)

第3条 島根県立しまね海洋館条例(平成11年島根県条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者の項中「500円」を「510円」に、「400円」を「410円」に、「1,400円」を「1,430

円」に改め、同表その他の者の項中「1,500円」を「1,540円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「4,000円」を「4,110円」に改める。

(島根県中山間地域研究センター条例の一部改正)

第 4 条 島根県中山間地域研究センター条例 (平成14年島根県条例第61号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 研修施設使用料

名 称	使 用 料 の 額		
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
第 1 研修室	2,040円	2,720円	5,440円
第 2 研修室	1,650円	2,200円	4,400円
大会議室	5,940円	7,920円	15,840円
小会議室	1,140円	1,520円	3,040円
実験実習室	1,530円	2,040円	4,080円
機械化研修実習室	2,280円	3,040円	6,080円

別表第 1 の 2 の表研修宿泊棟宿泊室の項中「1,810円」を「1,870円」に改め、別表第 1 の 3 の表映像音響設備の項中「960円」を「990円」に、「2,530円」を「2,600円」に、「2,750円」を「2,830円」に改め、同表研修用実験実習設備の項中「2,560円」を「2,640円」に改める。

別表第 2 の 1 の項第 1 号中「1,030円」を「1,060円」に改め、同項第 2 号中「2,440円」を「2,510円」に改め、同表の 2 の項第 1 号中「430円」を「440円」に改め、同項第 2 号中「2,170円」を「2,230円」に改め、同表の 3 の項第 1 号中「2,210円」を「2,270円」に改め、同項第 2 号中「1,950円」を「2,000円」に改め、同項第 3 号中「3,740円」を「3,840円」に改め、同項第 4 号中「4,710円」を「4,840円」に改め、同項第 5 号中「16,450円」を「16,920円」に改め、同表の 4 の項中「2,500円」を「2,570円」に改め、同表の 5 の項第 1 号中

「8,020円」を「8,250円」に改め、同項第2号中「5,740円」を「5,910円」に改め、同表の6の項第1号中「1,880円」を「1,940円」に改め、同項第2号中「浸せき^{はく}剥離試験」を「浸せき^{はく}剥離試験」に、「1,990円」を「2,050円」に改め、同項第3号中「5,240円」を「5,390円」に改め、同項第4号中「1,640円」を「1,680円」に改め、同項第5号中「煮沸^{はく}剥離試験」を「煮沸^{はく}剥離試験」に、「3,460円」を「3,560円」に改める。

(警察に関する手数料条例の一部改正)

第5条 警察に関する手数料条例(平成12年島根県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1の35の3の項中「19,000円」を「20,000円」に改める。

(島根県保健所条例の一部改正)

第6条 島根県保健所条例(昭和39年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「8円40銭」を「8円64銭」に改める。

(島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例の一部改正)

第7条 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例(平成20年島根県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第6号中「10円50銭」を「10円80銭」に改める。

(島根県立はつらつ体育館条例の一部改正)

第8条 島根県立はつらつ体育館条例(平成15年島根県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表体育室の部アマチュアスポーツに使用する場合の項中「2,280円」を「2,340円」に、「3,420円」を「3,510円」に、「4,670円」を「4,800円」に、「5,810円」を「5,970円」に、「7,470円」を「7,680円」に改め、同部アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「11,700円」を「12,000円」に、「17,500円」を「18,000円」に、「23,400円」を「24,000円」に、「29,300円」を「30,100円」に、「38,100円」を「39,100円」に改め、同表会議室の項中「450円」を「460円」に、「580円」を「590円」に改める。

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第9条 公衆浴場法施行条例(昭和23年島根県条例第72号) の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項中「22,000円」を「22,100円」に改める。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第10条 旅館業法施行条例(昭和45年島根県条例第55号) の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「22,000円」を「22,100円」に改める。

(温泉法施行条例の一部改正)

第11条 温泉法施行条例(平成12年島根県条例第15号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「120,000円」を「121,000円」に改め、同項第4号中「110,000円」を「111,000円」に改め、同項第13号中「50,000円」を「50,400円」に改める。

(化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第12条 化製場等に関する法律施行条例(昭和59年島根県条例第26号) の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「25,030円」を「25,080円」に改め、同項第2号中「17,040円」を「17,090円」に改め、同項第3号中「8,400円」を「8,410円」に改める。

(島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第13条 島根県立病院使用料及び手数料条例(昭和44年島根県条例第23号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「10円50銭」を「10円80銭」に、「100分の105」を「100分の108」に改める。

(島根県立武道施設条例の一部改正)

第14条 島根県立武道施設条例(昭和45年島根県条例第10号) の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表中

円	円
1,540	1,980
4,710	6,000
7,720	10,010
680	870
2,040	2,640
3,410	4,420
330	420
1,020	1,310
1,700	2,210
370	470
370	470

を

円	円
1,580	2,030
4,840	6,170
7,940	10,290
690	890
2,090	2,710
3,500	4,540
330	430
1,040	1,340
1,740	2,270
380	480
380	480

に改め、別表の1の(2)の表中

円	円		円	円
1,540	1,980		1,580	2,030
4,710	6,000	を	4,840	6,170
7,720	10,010		7,940	10,290
760	960		780	980

の 2 の表中「2,300円」を「2,360円」に、「5,750円」を「5,910円」に改め、別表の 3 中「510円」を「520円」に改める。

(島根県立古墳の丘古曾志公園条例の一部改正)

第15条 島根県立古墳の丘古曾志公園条例 (平成 3 年島根県条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「1,830円」を「1,880円」に、「900円」を「920円」に改め、別表の 2 の表中「610円」を「620円」に、「810円」を「830円」に改める。

(島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部改正)

第16条 島根県立古代出雲歴史博物館条例 (平成17年島根県条例第59号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「400円」を「410円」に、「600円」を「610円」に、「480円」を「490円」に改める。

(島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第17条 島根県農業技術センター分析等手数料条例 (昭和26年島根県条例第67号) の一部を次のように改正する。

別表 1 の項第 1 号中「1,160円」を「1,200円」に改め、同項第 2 号中「1,760円」を「1,810円」に改め、同項第 3 号中「2,210円」を「2,270円」に改め、同項第 4 号中「2,940円」を「3,020円」に改め、同項第 5 号中「3,730円」を「3,830円」に改め、同項第 6 号中「4,600円」を「4,730円」に改め、同項第 7 号中「4,760円」を「4,890円」に改め、同項第 8 号中「5,370円」を「5,520円」に改め、同項第 9 号中「6,650円」を「6,840円」に改め、同表 2 の項第 1 号中「1,160円」を「1,200円」に改め、同項第 2 号中「2,940円」を「3,020円」に

改め、同項第 3 号中「10,900円」を「11,200円」に改め、同表 3 の項第 1 号中「2,940円」を「3,020円」に改め、同項第 2 号中「4,600円」を「4,730円」に改め、同項第 3 号中「6,650円」を「6,840円」に改め、同項第 4 号中「10,900円」を「11,200円」に改め、同項第 5 号中「32,600円」を「33,500円」に改め、同表 4 の項第 1 号中「1,130円」を「1,160円」に改め、同項第 2 号中「1,190円」を「1,220円」に改め、同項第 3 号中「1,960円」を「2,010円」に改め、同項第 4 号中「1,990円」を「2,050円」に改め、同項第 5 号中「2,050円」を「2,110円」に改め、同項第 6 号中「2,290円」を「2,360円」に改め、同項第 7 号中「2,340円」を「2,400円」に改め、同項第 8 号中「2,580円」を「2,660円」に改め、同項第 9 号中「2,610円」を「2,690円」に改め、同項第10号中「3,030円」を「3,110円」に改め、同項第11号中「3,070円」を「3,150円」に改め、同項第12号中「3,160円」を「3,250円」に改め、同項第13号中「3,270円」を「3,360円」に改め、同項第14号中「3,300円」を「3,390円」に改め、同項第15号中「3,330円」を「3,430円」に改め、同項第16号中「4,100円」を「4,220円」に改め、同項第17号中「4,950円」を「5,090円」に改め、同項第18号中「7,310円」を「7,520円」に改め、同表 5 の項第 1 号中「720円」を「740円」に、同項第 2 号中「2,360円」を「2,420円」に改める。

(島根県立農業研修館条例の一部改正)

第18条 島根県立農業研修館条例 (昭和57年島根県条例第32号) の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中

円	円	円
1,860	2,230	3,730
1,090	1,300	2,180
620	740	1,240

を

円	円	円
1,910	2,290	3,830

に改め、別表の 2 の表中「710円」

1,120	1,330	2,240
630	760	1,270

を「730円」に改める。

(島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第19条 島根県畜産技術センター分析等手数料条例(平成17年島根県条例第84号)の一部を次のように改正する。

別表1の表1の項中「1,580円」を「1,620円」に改め、同表2の項第1号中「7,570円」を「7,790円」に改め、同項第2号中「2,360円」を「2,420円」に改め、別表2の表経膈採卵による体外受精卵の生産の項中「34,000円」を「34,900円」に改め、別表3の表性判別処理の項中「4,780円」を「4,920円」に改める。

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第20条 島根県家畜保健衛生所条例(昭和44年島根県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「700円」を「710円」に、「980円」を「990円」に改め、同表の4の項中「1,200円」を「1,210円」に改める。

別表第3の1の項中「490円」を「500円」に改め、同表の2の項中「700円」を「720円」に改め、同表の4の項中「1,210円」を「1,240円」に改め、同表の5の項中「2,360円」を「2,420円」に改める。

別表第4の5の項中「470円」を「480円」に改め、同表の6の項中「610円」を「620円」に改める。

別表第5の1の項中「1,840円」を「1,850円」に改め、同表の2の項中「2,030円」を「2,050円」に改め、同表の3の項中「2,050円」を「2,070円」に改める。

別表第7中「10,190円」を「10,380円」に改める。

(島根県立ふるさとの森条例の一部改正)

第21条 島根県立ふるさとの森条例(平成5年島根県条例第17号)の一部を次の

ように改正する。

別表中「540円」を「560円」に改める。

(島根県立中海水中貯木場条例の一部改正)

第22条 島根県立中海水中貯木場条例(昭和53年島根県条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中「15円75銭」を「16円20銭」に改める。

(島根県立宍道湖自然館条例の一部改正)

第23条 島根県立宍道湖自然館条例(平成12年島根県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「別表に定める」を削る。

別表その他の者の項中「500円」を「510円」に、「1,400円」を「1,430円」に改める。

(島根県漁港管理条例の一部改正)

第24条 島根県漁港管理条例(昭和34年島根県条例第26号)の一部を次のように改正する。

294円	302円40銭
2,425円50銭	2,494円80銭
5,544円	5,702円40銭
556円50銭	572円40銭
861円	885円60銭
1,155円	1,188円

別表第 2 中

504円
798円
1,050円
50円40銭
21円
30円45銭
45円15銭
59円85銭
90円30銭
115円50銭
210円
304円50銭

を

518円40銭
820円80銭
1,080円
51円84銭
21円60銭
31円32銭
46円44銭
61円56銭
92円88銭
118円80銭
216円
313円20銭

に改める。

598円50銭
25円20銭

615円60銭
25円92銭

別表第3の1の表中

1 立方メートルにつき	126円
1 立方メートルにつき	147円
1 立方メートルにつき	168円
1 立方メートルにつき	168円
1 個につき	63円
1 個につき	84円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに21円を加えた額

を

1 立方メートルにつき	129円60銭
1 立方メートルにつき	151円20銭
1 立方メートルにつき	172円80銭
1 立方メートルにつき	172円80銭
1 個につき	64円80銭
1 個につき	86円40銭に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに21円60銭を加えた額

に改め、別表第3の2の表中

13円65銭		14円 4 銭	
64円 5 銭		65円88銭	
672円		691円20銭	
273円		280円80銭	
346円50銭		356円40銭	
504円		518円40銭	
115円50銭	を	118円80銭	に改める。
273円		280円80銭	
525円		540円	
199円50銭		205円20銭	
13円65銭		14円 4 銭	

(島根県立産業交流会館条例の一部改正)

第25条 島根県立産業交流会館条例 (平成16年島根県条例第59号) の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表中

228,120円	304,160円	463,740円	76,040円
273,740円	364,990円	556,480円	91,240円
160,650円	214,200円	323,440円	53,550円
192,780円	257,040円	388,120円	64,260円

93,170円	124,230円	187,420円	31,050円
111,800円	149,070円	224,900円	37,260円
41,760円	55,690円	81,390円	13,920円
50,110円	66,820円	97,660円	16,700円
17,040円	22,710円	34,620円	5,670円
20,440円	27,250円	41,540円	6,800円
81,280円	108,380円	166,210円	27,090円
2,580円	3,440円	4,820円	850円
2,890円	3,860円	5,360円	950円
1,920円	2,570円	3,850円	640円
5,790円	7,730円	11,660円	1,920円
1,620円	2,160円	3,220円	540円
4,510円	6,020円	8,680円	1,490円
3,550円	4,730円	6,640円	1,180円
19,930円	26,570円	40,480円	6,640円
17,990円	23,990円	36,730円	5,990円
8,700円	11,590円	17,450円	2,890円

を

234,630円	312,850円	476,980円	78,210円
281,560円	375,410円	572,370円	93,840円
165,240円	220,320円	332,680円	55,080円
198,280円	264,380円	399,200円	66,090円
95,830円	127,770円	192,770円	31,930円
114,990円	153,320円	231,320円	38,320円
42,950円	57,280円	83,710円	14,310円
51,540円	68,720円	100,450円	17,170円
17,520円	23,350円	35,600円	5,830円

21,020円	28,020円	42,720円	6,990円	に
83,600円	111,470円	170,950円	27,860円	
2,650円	3,530円	4,950円	870円	
2,970円	3,970円	5,510円	970円	
1,970円	2,640円	3,960円	650円	
5,950円	7,950円	11,990円	1,970円	
1,660円	2,220円	3,310円	550円	
4,630円	6,190円	8,920円	1,530円	
3,650円	4,860円	6,820円	1,210円	
20,490円	27,320円	41,630円	6,820円	
18,500円	24,670円	37,770円	6,160円	
8,940円	11,920円	17,940円	2,970円	

改め、別表の1の(2)の表中「5,460円」を「5,610円」に、「2,530円」を「2,600円」に、「12,590円」を「12,940円」に、「3,780円」を「3,880円」に改め、

別表の2の表中	22,800円	を	23,450円	に改める。
	16,070円		16,520円	
	9,320円		9,580円	
	4,170円		4,280円	
	1,710円		1,750円	

(島根県立産業高度化支援センター条例の一部改正)

第26条 島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表創業準備室の項中「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に改め、同表創業支援室の項中「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に改め、同表研究開発室の項中「2,000円」を「2,050円」に、「2,500円」を「2,570円」に改め、同表プロジェクト研究員室の項中「500

円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に改め、同表指定駐車場の項中「1,000円」を「1,020円」に改め、別表の1の(2)の表デジタルハイビジョン映像編集室の項中「1,410円」を「1,450円」に改め、同表デジタル音声編集室の項中「1,180円」を「1,210円」に改め、同表コンピュータグラフィックス制作室（貸切りの場合）の項中「780円」を「800円」に改め、同表ハイビジョン静止画制作室の項中「690円」を「700円」に改め、別表の1の(3)の表大会議室の項中「2,020円」を「2,070円」に改め、同表中会議室の項中「1,170円」を「1,200円」に改め、同表小会議室の項中「740円」を「760円」に改め、同表特別会議室の項中「980円」を「1,000円」に改め、同表南館会議室の項中「500円」を「510円」に改め、別表の1の備考の1及び2中「100円」を「10円」に改める。

（島根県産業技術センター条例の一部改正）

第27条 島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「9,530円」を「9,810円」に改める。

別表第1号中「280円」を「290円」に、「560円」を「580円」に改め、同表第2号中「3,380円」を「3,480円」に改め、同表第3号中「14,310円」を「14,720円」に改め、同表第4号中「32,930円」を「33,880円」に改め、同表第5号中「18,230円」を「18,750円」に改め、同表第6号中「127,420円」を「131,060円」に改め、同表第7号中「6,410円」を「6,590円」に改め、同表第8号中「4,400円」を「4,500円」に改め、同表第13号中「18,040円」を「18,560円」に改め、同表第14号中「8,010円」を「8,240円」に改め、同表第16号中「1,310円」を「1,350円」に、「610円」を「620円」に改め、同表第17号中「5,080円」を「5,220円」に改め、同表第18号中「780円」を「800円」に改める。

（島根県立男女共同参画センター条例の一部改正）

第28条 島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表の備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

種 別	使 用 料 の 額					
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
ホール	10,220円	13,630円	12,780円	22,150円	25,750円	31,460円
楽屋1	130円	170円	160円	280円	320円	400円
楽屋2	170円	230円	220円	380円	450円	550円
多目的研 修室	1,750円	2,330円	2,180円	3,790円	4,410円	5,390円
研修室1	2,050円	2,730円	2,560円	4,450円	5,170円	6,320円
研修室2 又は研修 室3	1,300円	1,730円	1,620円	2,820円	3,280円	4,010円
研修室4	1,340円	1,780円	1,670円	2,900円	3,380円	4,130円
研修室5	1,450円	1,930円	1,810円	3,140円	3,650円	4,470円
特別会議 室	2,920円	3,900円	3,660円	6,340円	7,370円	9,010円
生活創造 スタジオ	2,700円	3,600円	3,370円	5,850円	6,800円	8,310円
和室1	720円	960円	900円	1,560円	1,810円	2,220円
和室2	570円	770円	720円	1,250円	1,450円	1,780円

(島根県立島根県民会館条例の一部改正)

第29条 島根県立島根県民会館条例(昭和43年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表中

円	円	円	円	円	円
33,090	44,120	55,150	66,180	88,240	110,310
39,710	52,940	66,180	79,420	105,890	132,370
11,750	15,670	19,590	23,500	31,340	39,180
14,100	18,800	23,500	28,200	37,600	47,010

を

円	円	円	円	円	円
34,030	45,380	56,720	68,070	90,760	113,460
40,840	54,450	68,070	81,680	108,910	136,150
12,080	16,110	20,140	24,170	32,230	40,290
14,500	19,330	24,170	29,000	38,670	48,350

に改め、別表

の1の(2)の表中	円	円	円	円	円	円
	2,560	3,420	4,270	5,130	6,840	8,550
	2,990	3,980	4,980	5,980	7,970	9,960
	4,870	6,490	8,110	9,740	12,980	16,230
	8,790	11,720	14,650	19,050	24,910	29,300
	1,520	2,030	2,540	3,310	4,320	5,090
	1,860	2,490	3,110	4,050	5,290	6,230
	1,420	1,900	2,370	3,090	4,040	4,750
	1,220	1,630	2,040	2,660	3,470	4,090
	6,310	8,420	10,530	13,690	17,900	21,060
	3,690	4,920	6,160	8,010	10,470	12,320
	5,030	6,710	8,390	10,910	14,260	16,780
	3,890	5,190	6,490	8,440	11,030	12,980
	4,040	5,390	6,740	8,770	11,460	13,490
3,150	4,200	5,260	6,840	8,940	10,520	

2,560	3,410	4,260	5,550	7,250	8,530
2,510	3,350	4,190	5,450	7,120	8,380
3,810	5,080	6,360	7,630	10,170	12,720
1,410	1,880	2,350	2,820	3,760	4,700
700	930	1,170	1,400	1,870	2,340
380	500	630	760	1,010	1,270
760	1,020	1,270	1,530	2,040	2,550
790	1,060	1,330	1,590	2,120	2,660

円	円	円	円	円	円
2,630	3,510	4,390	5,270	7,030	8,790
3,070	4,090	5,120	6,150	8,190	10,240
5,000	6,670	8,340	10,010	13,350	16,690
9,040	12,050	15,060	19,590	25,620	30,130
1,560	2,080	2,610	3,400	4,440	5,230
1,910	2,560	3,190	4,160	5,440	6,400
1,460	1,950	2,430	3,170	4,150	4,880
1,250	1,670	2,090	2,730	3,560	4,200
6,490	8,660	10,830	14,080	18,410	21,660
3,790	5,060	6,330	8,230	10,760	12,670
5,170	6,900	8,620	11,220	14,660	17,250
4,000	5,330	6,670	8,680	11,340	13,350
4,150	5,540	6,930	9,020	11,780	13,870
3,240	4,320	5,410	7,030	9,190	10,820
2,630	3,500	4,380	5,700	7,450	8,770
2,580	3,440	4,300	5,600	7,320	8,610
3,910	5,220	6,540	7,840	10,460	13,080

を

に改め、別表

1,450	1,930	2,410	2,900	3,860	4,830
720	950	1,200	1,440	1,920	2,400
390	510	640	780	1,030	1,300
780	1,040	1,300	1,570	2,090	2,620
810	1,090	1,360	1,630	2,180	2,730

の 2 の表中「8,150円」を「8,380円」に、「22,420円」を「23,060円」に、「5,090円」を「5,230円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「11,210円」を「11,530円」に、「2,100円」を「2,160円」に改める。

(島根県立美術館条例の一部改正)

第30条 島根県立美術館条例(平成16年島根県条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

36,200円	4,500円
54,300円	6,800円
10,900円	1,400円
16,400円	2,100円
7,400円	900円
11,100円	1,400円
7,400円	900円
11,100円	1,400円

を

37,230円	4,620円
55,850円	6,990円
11,210円	1,440円
16,860円	2,160円
7,610円	920円
11,410円	1,440円

に改め、別表第1の2の表中

7,610円	920円
11,410円	1,440円

4,200円	10,400円	7,800円	12,500円	14,800円	17,600円
8,300円	20,800円	15,600円	25,000円	29,600円	35,300円

を

4,320円	10,690円	8,020円	12,850円	15,220円	18,100円
8,530円	21,390円	16,040円	25,710円	30,440円	36,300円

に改

める。

(島根県芸術文化センター条例の一部改正)

第31条 島根県芸術文化センター条例(平成16年島根県条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 大ホール等

区 分			基 準 額					
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大 ホ ー ル	1階 席及 び2	平日	円 31,510	円 42,020	円 52,520	円 63,040	円 84,050	円 105,060
		土、日	円 37,810	円 50,430	円 63,030	円 75,640	円 100,860	円 126,080

ル	階席	曜日及 び休日						
	1階 席	平日	21,010	28,010	35,020	42,020	56,030	70,040
		土、日 曜日及 び休日	25,210	33,610	42,020	50,430	67,230	84,050
小ホール		平日	8,400	11,200	14,000	16,800	22,410	28,010
		土、日 曜日及 び休日	10,080	13,430	16,800	20,160	26,880	33,610
スタジオ 1			4,750	6,330	7,920	9,500	12,670	15,850
スタジオ 2			970	1,300	1,630	1,950	2,610	3,270
大ホール大楽屋 1			2,120	2,830	3,550	4,260	5,680	7,110
大ホール大楽屋 2			2,120	2,830	3,550	4,260	5,680	7,110
大ホール中楽屋 1			850	1,140	1,420	1,700	2,280	2,850
大ホール中楽屋 2			850	1,140	1,420	1,700	2,280	2,850
大ホール中楽屋 3			850	1,140	1,420	1,700	2,280	2,850
大ホール中楽屋 4			850	1,140	1,420	1,700	2,280	2,850
大ホール小楽屋 1			590	800	990	1,200	1,600	2,000
大ホール小楽屋 2			590	800	990	1,200	1,600	2,000
小ホール中楽屋 1			780	1,030	1,300	1,560	2,080	2,610
小ホール中楽屋 2			780	1,030	1,300	1,560	2,080	2,610
小ホール小楽屋 1			590	800	990	1,200	1,600	2,000
小ホール小楽屋 2			590	800	990	1,200	1,600	2,000
多目的ギャラリー			3,930	5,250	6,570	7,880	10,510	13,140

(島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第32条 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例（平成16年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,380円」を「2,450円」に、「4,760円」を「4,900円」に、「1,230円」を「1,270円」に改める。

別表第2中

1,000円	800円
600円	480円
400円	320円

を

1,020円	810円
610円	480円
410円	320円

に、

1,150円	920円
750円	600円
550円	440円

を

1,170円	930円
760円	600円
560円	440円

に改める。

別表第3 その他の者の項中「1,400円」を「1,430円」に改める。

（島根県道路占用料徴収条例の一部改正）

第33条 島根県道路占用料徴収条例（昭和28年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

661円50銭	556円50銭	680円40銭	572円40銭
1,018円50銭	861円	1,047円60銭	885円60銭
1,365円	1,155円	1,404円	1,188円

588円	504円
945円	798円
1,260円	1,050円
58円80銭	50円40銭
6円30銭	5円25銭
3円15銭	3円15銭
577円50銭	493円50銭
357円	304円50銭
1,155円	997円50銭
493円50銭	420円
2,100円	672円
1,050円	997円50銭
25円20銭	21円
35円70銭	30円45銭
53円55銭	45円15銭
70円35銭	59円85銭
105円	90円30銭
136円50銭	115円50銭
252円	210円
357円	304円50銭
703円50銭	598円50銭
1,050円	997円50銭
A に0.0042を乗じて得た額	
A に0.0063を乗じて得た額	
A に0.0084を乗じて得た額	

604円80銭	518円40銭
972円	820円80銭
1,296円	1,080円
60円48銭	51円84銭
6円48銭	5円40銭
3円24銭	3円24銭
594円	507円60銭
367円20銭	313円20銭
1,188円	1,026円
507円60銭	432円
2,160円	691円20銭
1,080円	1,026円
25円92銭	21円60銭
36円72銭	31円32銭
55円8銭	46円44銭
72円36銭	61円56銭
108円	92円88銭
140円40銭	118円80銭
259円20銭	216円
367円20銭	313円20銭
723円60銭	615円60銭
1,080円	1,026円
A に0.00432を乗じて得た額	
A に0.00648を乗じて得た額	
A に0.00864を乗じて得た額	

別表中	額		を	た額	
	1,050円	451円50銭		1,080円	464円40銭
	630円	220円50銭		648円	226円80銭
	1,050円	997円50銭		1,080円	1,026円
	21円	6円30銭		21円60銭	6円48銭
	210円	67円20銭		216円	69円12銭
	210円	67円20銭		216円	69円12銭
	2,100円	672円		2,160円	691円20銭
	882円	798円		907円20銭	820円80銭
	21円	6円30銭		21円60銭	6円48銭
	210円	67円20銭		216円	69円12銭
	21円	6円30銭		21円60銭	6円48銭
	210円	67円20銭		216円	69円12銭
	2,100円	672円		2,160円	691円20銭
	1,029円	336円		1,058円40銭	345円60銭
	1,050円	997円50銭		1,080円	1,026円
	Aに0.02625を乗じて得た額			Aに0.027を乗じて得た額	
	210円	67円20銭		216円	69円12銭
	105円	99円75銭		108円	102円60銭
	Aに0.0147を乗じて得た額	Aに0.0189を乗じて得た額		Aに0.01512を乗じて得た額	Aに0.01944を乗じて得た額
Aに0.02625を乗じて得た額		Aに0.027を乗じて得た額			
Aに0.0147を乗じて得	Aに0.0189を乗じて得	Aに0.01512を乗じて得	Aに0.01944を乗じて得		

た額	た額
A に 0.0105 を乗じて得 た額	A に 0.01365 を乗じて得 た額
A に 0.02625 を乗じて得た 額	

た額	た額
A に 0.0108 を乗じて得 た額	A に 0.01404 を乗じて得 た額
A に 0.027 を乗じて得た額	

に改める。

(島根県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第34条 島根県海岸占用料等徴収条例 (平成12年島根県条例第27号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 漁業施設の設置の項から木材等係留施設の設置の項までの規定中「199円50銭」を「205円20銭」に改め、同表柱類の建設の部電柱の項中「672円」を「691円20銭」に改め、同部電話柱の項中「273円」を「280円80銭」に改め、同部街灯柱の項中「346円50銭」を「356円40銭」に改め、同部その他の柱類の項中「504円」を「518円40銭」に改め、同表軌道・軌条類の設置の項中「105円」を「108円」に改め、同表管類の布設の部外径0.4メートル未満の管類の項中「115円50銭」を「118円80銭」に改め、同部外径0.4メートル以上1メートル未満の管類の項中「273円」を「280円80銭」に改め、同部外径1メートル以上の管類の項中「525円」を「540円」に改め、同表鉄塔の建設の項中「535円50銭」を「550円80銭」に改め、同表竹木植栽地の項中「31円50銭」を「32円40銭」に改め、同表採草地、放牧地の項中「4円20銭」を「4円32銭」に改め、同表耕作地の項中「7円35銭」を「7円56銭」に改め、同表通路の項中「105円」を「108円」に改め、同表その他の項中「199円50銭」を「205円20銭」に改める。

別表第 2 土の項中「126円」を「129円60銭」に改め、同表砂の項中「147円」を「151円20銭」に改め、同表砂利の項及び玉石の項中「168円」を「172円80銭」に改め、同表転石の部平均径30センチメートル以上40センチメートル未満

の転石の項中「63円」を「64円80銭」に改め、同部平均径40センチメートル以上の転石の項中「84円」を「86円40銭」に、「21円」を「21円60銭」に改める。

(島根県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第35条 島根県流水占用料等徴収条例(平成12年島根県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1.05」を「1.08」に改める。

別表第1中「増設して発電所」を「増設して発電」に、「6,195円」を「6,372円」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

土地占用料

占用の形態	占用料の額(年額)				
	単 位	ア		イ	
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
取水施設	1平方メートルにつき	194円40 銭	129円60 銭	180円	120円
排水施設	1平方メートルにつき	194円40 銭	129円60 銭	180円	120円
係船施設	1平方メートルにつき	194円40 銭	129円60 銭	180円	120円
漁業施設	1平方メートルにつき	194円40 銭	129円60 銭	180円	120円
橋りょう・通路類	1平方メートルにつき	118円80 銭	86円40 銭	110円	80円
管類	1メートル	237円60	151円20	220円	140円

	につき	銭	銭		
架空線類（河川から 9 メートル以上離れてい る場合は、免除す る。）	1メートル につき	64円80 銭	54円	60円	50円
軌道・軌条類	1平方メー トルにつき	162円	108円	150円	100円
その他の横断物	1平方メー トルにつき	205円20 銭	140円40 銭	190円	130円
電柱類	1本につき	604円80 銭	442円80 銭	560円	410円
仮設工作物	1平方メー トルにつき	280円80 銭	183円60 銭	260円	170円
耕作地	1平方メー トルにつき	9円72 銭	7円56 銭	9円	7円
採草地、放牧地	1平方メー トルにつき	4円32 銭	3円24 銭	4円	3円
竹木植栽地	1平方メー トルにつき	32円40 銭	21円60 銭	30円	20円
ゴルフ場	1平方メー トルにつき	17円28 銭	17円28 銭	16円	16円
その他	近傍類地の地代等を勘案してその都度知事が定 める額				

別表第 2 の備考 1 を次のように改める。

- 1 市の区域又は町村の区域の区分は、年度の初日における区分によるものとする。

別表第 3 土の項中「126円」を「129円60銭」に改め、同表砂の項中「147円」

を「151円20銭」に改め、同表砂利の項及び玉石の項中「168円」を「172円80銭」に改め、同表転石の部平均径30センチメートル以上40センチメートル未満の転石の項中「63円」を「64円80銭」に改め、同部平均径40センチメートル以上の転石の項中「84円」を「86円40銭」に、「21円」を「21円60銭」に改める。

(島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部改正)

第36条 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例(平成23年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中

630円
630円
1,260円
180円

を

640円
640円
1,290円
190円

に、

140円
140円
290円

を

に、「850円」を「870円」に改め、別表第2の2の表中

150円
150円
300円

290円
290円
580円

を

300円
300円
600円

に、

480円
5,790円
560円
6,890円
770円
9,380円

を

490円
5,960円
580円
7,090円
790円
9,650円

に、

				650円	660円
				7,820円	8,040円
				1,050円	1,080円
				12,600円	12,960円
				150円	160円
				330円	340円
				730円	750円
				880円	900円
				1,050円	1,080円

「

140円
140円
290円

」を「

150円
150円
300円

」に、

「

150円
330円
730円
880円
1,050円

」を「

160円
340円
750円
900円
1,080円

」に改め

る。

(島根県港湾施設条例の一部改正)

第37条 島根県港湾施設条例(昭和39年島根県条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第2岸壁、棧橋又は物揚場の項中「3円15銭」を「3円24銭」に、「4円88銭」を「5円2銭」に、「6円51銭」を「6円69銭」に、「3円25銭」を「3円34銭」に改め、同表上屋の部旅客上屋の項中「23円10銭」を「23円76銭」に、「5円25銭」を「5円40銭」に、「46円20銭」を「47円52銭」に、「10円50銭」を「10円80銭」に、「69円30銭」を「71円28銭」に、「15円75銭」を「16円20銭」に、「16,663円50銭」を「17,139円60銭」に、「2,646円」を「2,721円60銭」に改め、同部貨物上屋の項中「26円25銭」を「27円」に、「21円」を「21円60銭」に、「10円50銭」を「10円80銭」に、「31円50銭」を「32円40銭」に、「15円75銭」を「16円20銭」に、「52円50銭」を「54円」

に、「42円」を「43円20銭」に、「9,660円」を「9,936円」に、「8,610円」を「8,856円」に、「4,725円」を「4,860円」に改め、同部コンテナ上屋の項中「18円90銭」を「19円44銭」に、「567円」を「583円20銭」に、「1,428円」を「1,468円80銭」に改め、同部くん蒸上屋の項中「15,750円」を「16,200円」に改め、同表水中木材整理場の項中「13円65銭」を「14円4銭」に、「21円」を「21円60銭」に、「27円30銭」を「28円8銭」に改め、同表野積場の部舗装野積場の項中「32円55銭」を「33円48銭」に、「21円」を「21円60銭」に、「37円80銭」を「38円88銭」に、「26円25銭」を「27円」に改め、同部未舗装野積場の項中「21円」を「21円60銭」に、「10円50銭」を「10円80銭」に、「26円25銭」を「27円」に、「15円75銭」を「16円20銭」に改め、同表水中貯木場の項中「17円85銭」を「18円36銭」に改め、同表冷凍コンテナ電源施設の項中「178円50銭」を「183円60銭」に改め、同表危険物置場の項中「65円10銭」を「66円96銭」に、「40円95銭」を「42円12銭」に改め、同表移動式荷役機械の項中「12,232円50銭」を「12,582円」に、「5,250円」を「5,400円」に改め、同表港湾施設用地の項中「65円10銭」を「66円96銭」に、「40円95銭」を「42円12銭」に、「661円50銭」を「680円40銭」に、「556円50銭」を「572円40銭」に、「1,018円50銭」を「1,047円60銭」に、「861円」を「885円60銭」に、「1,365円」を「1,404円」に、「1,155円」を「1,188円」に、「588円」を「604円80銭」に、「504円」を「518円40銭」に、「945円」を「972円」に、「798円」を「820円80銭」に、「1,260円」を「1,296円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「58円80銭」を「60円48銭」に、「50円40銭」を「51円84銭」に、「25円20銭」を「25円92銭」に、「21円」を「21円60銭」に、「35円70銭」を「36円72銭」に、「30円45銭」を「31円32銭」に、「53円55銭」を「55円8銭」に、「45円15銭」を「46円44銭」に、「70円35銭」を「72円36銭」に、「59円85銭」を「61円56銭」に、「105円」を「108円」に、「90円30銭」を「92円88銭」に、「136円50銭」を「140円40銭」に、「115円50銭」を「118円80銭」に、「252円」を「259円20銭」に、「210円」を「216円」に、「357円」を「367円20銭」に、「304円50銭」を「313円20銭」に、「703円50銭」を

「723円60銭」に、「598円50銭」を「615円60銭」に、「2,100円」を「2,160円」に改める。

(港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例の一部改正)

第38条 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例(平成12年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は同項第2号の規定による土砂の採取の許可を受けようとする者は、占用料等を納付しなければならない」を「は、別表第1のア欄に定める額により算定した額の占用料を納付しなければならない。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第1号に該当する占用に係る占用料の額は、別表第1のイ欄に定める額により算定した額とする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第37条第1項第2号の規定による土砂の採取の許可を受けた者は、別表第2の規定により算定した額の土砂採取料を納付しなければならない。

別表を次のように改める。

別表第1(第2条第1項関係)

占用料

占用の形態		占用料の額		
			ア	イ
工作物の設置を伴う場合	係留施設、船舶役務用施設又はこれらに類する施設の設置	1平方メートル1年につき	205円20銭	190円
	木材等係留施設の設置	1平方メートル1年につき	205円20銭	190円
	魚貝類採捕施設の設置	1平方メートル1年につき	64円80銭	60円
	柱類の建設	電柱 1本1年につき	691円20銭	640円

		電話柱	1本1年につき	280円80銭	260円
		街灯柱	1本1年につき	356円40銭	330円
		その他の柱類	1本1年につき	518円40銭	480円
	管類の 布設	外径0.4メートル未満の管類	長さ1メートル1年につき	118円80銭	110円
		外径0.4メートル以上1メートル未満の管類	長さ1メートル1年につき	280円80銭	260円
		外径1メートル以上の管類	長さ1メートル1年につき	540円	500円
	その他の工作物の設置		1平方メートル1年につき	205円20銭	190円
工作物の 設置を伴 わない場 合	耕作地		1平方メートル1年につき	7円56銭	7円
	その他		1平方メートル1年につき	56円16銭	52円

備考

- 1 占有面積が1平方メートル未満の端数であるとき、又は当該占有面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1平方メートルとして計算する。
- 2 電柱、電話柱及びその他の柱類については、支柱及び支線もそれぞれ1本とみなし、H型のものは柱類2本とみなす。

3 管類の布設延長が1メートル未満の端数であるとき、又は当該布設延長に1メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1メートルとして計算する。

4 占用期間が1年未満の端数であるとき、又は当該占用期間に1年未満の端数が生じたときの当該端数に係る占用料の額は、当該端数を暦により月に計算して得た月数（1月に満たない日数が生じたときは、1月とする。）に、この表に定める占用料の額を12で除して得た額を乗じて得た額とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条第2項関係）

土砂採取料

土砂の種類		土砂採取料の額
土		1立方メートルにつき 129円60銭
砂		1立方メートルにつき 151円20銭
砂利		1立方メートルにつき 172円80銭
玉石		1立方メートルにつき 172円80銭
転石	平均径30センチメートル以上 40センチメートル未満の転石	1個につき 64円80銭
	平均径40センチメートル以上の 転石	1個につき86円40銭に、平均径が 40センチメートルに10センチメー トル増すごとに21円60銭を加えた 額

備考

1 土、砂、砂利及び玉石の区分は、次のとおりとする。

土 粒径0.01ミリメートル未満の土石

砂 粒径0.01ミリメートル以上5ミリメートル未満の土石

砂利 粒径5ミリメートル以上80ミリメートル未満の土石

玉石 粒径80ミリメートル以上300ミリメートル未満の土石

- 2 転石の平均径は、長径と短径の和の2分の1の数値とする。
- 3 土石の採取量が1立方メートル未満の端数であるとき、又は当該土石の採取量が1立方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1立方メートルとして計算する。

(島根県浜田ポートセンター条例の一部改正)

第39条 島根県浜田ポートセンター条例(平成15年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「1,460円」を「1,500円」に改める。

(島根県空港条例の一部改正)

第40条 島根県空港条例(昭和40年島根県条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第2着陸料の項中「1,155円」を「1,188円」に、「1,575円」を「1,620円」に、「1,785円」を「1,836円」に、「1,890円」を「1,944円」に、「3,570円」を「3,672円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「735円」を「756円」に、「619円50銭」を「637円20銭」に改め、同表停留料の項中「850円50銭」を「874円80銭」に、「31円50銭」を「32円40銭」に、「94円50銭」を「97円20銭」に、「84円」を「86円40銭」に、「73円50銭」を「75円60銭」に改める。

別表第3第1号中「45円15銭」を「46円44銭」に改め、同表第2号中「1,575円」を「1,620円」に改め、同表第3号及び第4号中「0.0315」を「0.0324」に改め、同表第5号中「0.063」を「0.0648」に、「0.0315」を「0.0324」に改める。

(島根県立都市公園条例の一部改正)

第41条 島根県立都市公園条例(昭和49年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1その他の場合の項中「33円60銭」を「34円56銭」に改める。

別表第 2 中

3,150円	3,150円	3,240円	3,240円
1,575円	1,575円	1,620円	1,620円
924円	924円	950円	950円
3,150円	3,150円	3,240円	3,240円
25円20銭	21円	25円92銭	21円60銭
35円70銭	30円45銭	36円72銭	31円32銭
53円55銭	45円15銭	55円 8 銭	46円44銭
70円35銭	59円85銭	72円36銭	61円56銭
105円	90円30銭	108円	92円88銭
136円50銭	115円50銭	140円40銭	118円80銭
252円	210円	259円20銭	216円
357円	304円50銭	367円20銭	313円20銭
703円50銭	598円50銭	723円60銭	615円60銭
493円50銭	420円	507円60銭	432円
1,155円	997円50銭	1,188円	1,026円
33円60銭	33円60銭	34円56銭	34円56銭

に改める。

30,110円	43,410円	74,920円	11,470円
2,390円	3,460円	5,980円	900円
6,010円	8,670円	14,970円	2,280円
60,220円	86,820円	149,850円	22,950円
4,790円	6,930円	11,970円	1,810円
12,030円	17,350円	29,950円	4,570円
310円	460円	780円	120円
1,580円	2,360円	3,940円	630円
1,180円	1,770円	2,960円	470円

別表第 5 の 1 の(1)の表中

2,960円	4,440円	7,400円	1,180円
2,960円	4,440円	7,400円	1,180円
7,400円	11,100円	18,500円	2,960円
5,920円	8,880円	14,800円	2,360円
14,800円	22,200円	37,000円	5,920円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,150円	1,720円	2,880円	460円
2,880円	4,320円	7,200円	1,150円
2,300円	3,450円	5,760円	920円
5,760円	8,640円	14,400円	2,300円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,650円	2,460円	4,120円	650円
3,300円	4,950円	8,260円	1,310円
3,300円	4,950円	8,260円	1,310円
6,600円	9,910円	16,520円	2,630円

30,970円	44,650円	77,060円	11,790円
2,450円	3,550円	6,150円	920円
6,180円	8,910円	15,390円	2,340円
61,940円	89,300円	154,130円	23,600円
4,920円	7,120円	12,310円	1,860円
12,370円	17,840円	30,800円	4,700円
310円	470円	800円	120円
1,620円	2,420円	4,050円	640円
1,210円	1,820円	3,040円	480円

を

3,040円	4,560円	7,610円	1,210円
3,040円	4,560円	7,610円	1,210円
7,610円	11,410円	19,020円	3,040円
6,080円	9,130円	15,220円	2,420円
15,220円	22,830円	38,050円	6,080円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,180円	1,760円	2,960円	470円
2,960円	4,440円	7,400円	1,180円
2,360円	3,540円	5,920円	940円
5,920円	8,880円	14,810円	2,360円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,690円	2,530円	4,230円	660円
3,390円	5,090円	8,490円	1,340円
3,390円	5,090円	8,490円	1,340円
6,780円	10,190円	16,990円	2,700円

に改め、別表第5の1の

(2)の表テニスコートの項中「570円」を「580円」に、「680円」を「690円」に、「490円」を「500円」に、「590円」を「600円」に改め、同表和風休憩所又はやすらぎの家の項中「490円」を「500円」に、「590円」を「600円」に改

め、別表第5の1の(3)の表中

5,760円
490円
3,760円
310円
3,190円
250円

を

3,730円
1,860円

5,920円
500円
3,860円
310円
3,280円
250円
3,830円
1,910円

に改め、別表第 5 の 1 の(4)のアの表中

10,640円	15,960円	26,600円	4,250円
79,800円	119,700円	199,500円	31,920円
53,200円	79,800円	133,000円	21,280円
159,600円	239,400円	399,000円	63,840円
3,340円	5,010円	8,360円	1,330円
25,080円	37,620円	62,700円	10,030円
16,720円	25,080円	41,800円	6,680円
50,160円	75,240円	125,400円	20,060円
430円	650円	1,090円	170円

を

10,940円	16,410円	27,360円	4,370円
82,080円	123,120円	205,200円	32,830円
54,720円	82,080円	136,800円	21,880円
164,160円	246,240円	410,400円	65,660円
3,430円	5,150円	8,590円	1,360円

に改め、別表第 5 の 1 の(4)

25,790円	38,690円	64,490円	10,310円
17,190円	25,790円	42,990円	6,870円
51,590円	77,380円	128,980円	20,630円
440円	660円	1,120円	170円

この表中「950円」を「970円」に、「1,140円」を「1,170円」に、「350円」を「360円」に、「420円」を「430円」に改め、別表第5の2の表中

2,470円
350円
1,100円
50円
230円
7,130円
3,820円
1,850円
890円
590円
500円
250円
350円
1,710円
480円
480円
480円
480円
6,620円
4,460円

を

2,540円
360円
1,130円
50円
230円
7,330円
3,920円
1,900円
910円
600円
510円
250円
360円
1,750円
490円
490円
490円
490円
6,800円
4,580円

に改める。

1,050円	1,080円
5,550円以内 で知事が定め る額	5,700円以内 で知事が定め る額
1,970円	2,020円
1,490円	1,530円
410円	420円
510円	520円
60円	60円
30円	30円
13,310円	13,690円
1,470円	1,510円
200円	200円
340円	340円
440円	450円

(都市計画法施行条例の一部改正)

第42条 都市計画法施行条例(平成12年島根県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号ア㍉中「8,950円」を「9,030円」に改め、同号ア㍑中「23,500円」を「23,600円」に改め、同号ア㍑中「45,400円」を「45,500円」に改め、同号ア㍑中「318,000円」を「319,000円」に改め、同号イ㍑中「31,800円」を「31,900円」に改め、同号イ㍑中「68,500円」を「68,600円」に改め、同号イ㍑中「507,000円」を「508,000円」に改め、同項第4号中「28,100円」を「28,200円」に改め、同項第5号ア中「7,150円」を「7,220円」に改め、同号イ中「19,300円」を「19,400円」に改め、同号エ中「72,900円」を「73,000円」に改め、同項第6号ア中「であって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの」を削り、「1,820円」を「1,830円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

㊦ 開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合 申請1件につき1,830円

㊧ 開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合 申請1件につき2,700円

(島根県屋外広告物条例の一部改正)

第43条 島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項第3号中「3,910円」を「3,970円」に改める。

(島根県建築基準法施行条例の一部改正)

第44条 島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第4の1の項第1号右欄中「5,000円」を「5,020円」に、「9,000円」を「9,030円」に、「34,000円」を「34,100円」に、「48,000円」を「48,100円」に、「460,000円」を「461,000円」に改め、同項第2号右欄中「9,000円」を「9,020円」に、「5,000円」を「5,020円」に改め、同表の2の項第1号右欄中「9,000円」を「9,020円」に改め、同項第2号右欄中「5,000円」を「5,020円」に改め、同表の3の項第1号右欄中「8,000円」を「8,030円」に改め、同項第2号右欄中「4,000円」を「4,010円」に改め、同表の4の項第1号右欄中「36,000円」を「36,100円」に、「50,000円」を「50,200円」に、「380,000円」を「381,000円」に改め、同表の4の2の項第1号右欄中「9,000円」を「9,020円」に改め、同項第5号右欄中「33,000円」を「33,100円」に改め、同項第6号右欄中「45,000円」を「45,200円」に改め、同項第9号右欄中「330,000円」を「331,000円」に改め、同表の6の項右欄中「9,000円」を「9,030円」に改め、同表の8の項及び9の項右欄中「33,000円」を「33,400円」に改め、同表

の10の項右欄中「27,000円」を「27,200円」に改め、同表の11の項及び12の項右欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同表の13の項右欄中「180,000円」を「181,000円」に改め、同表の14の項から15の2の項までの右欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同表の16の項右欄中「33,000円」を「33,400円」に改め、同表の17の項右欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同表の18の項右欄中「27,000円」を「27,200円」に改め、同表の19の項及び20の項右欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同表の21の項右欄中「27,000円」を「27,200円」に改め、同表の21の2の項から26の2の項までの右欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同表の26の3の項及び27の項右欄中「27,000円」を「27,200円」に改め、同表の28の項右欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同表の28の2の項から28の4の項までの右欄中「27,000円」を「27,200円」に改め、同表の28の5の項右欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同表の29の項及び30の項右欄中「27,000円」を「27,200円」に改め、同表の31の項右欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同表の33の項及び34の項右欄中「78,000円」を「78,200円」に改め、同表の34の2の項及び34の3の項右欄中「220,000円」を「221,000円」に改め、同表の35の項右欄中「78,000円」を「78,200円」に改め、同表の35の2の項及び35の3の項右欄中「220,000円」を「221,000円」に改め、同表の36の項右欄中「6,400円」を「6,450円」に改め、同表の37の項から39の項までの右欄中「27,000円」を「27,200円」に改める。

別表第5構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものの項中「159,000円」を「160,000円」に、「193,000円」を「194,000円」に、「211,000円」を「213,000円」に、「262,000円」を「263,000円」に、「430,000円」を「433,000円」に改め、同表構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによるものの項中「211,000円」を「212,000円」に、「279,000円」を「281,000円」に、「319,000円」を「321,000円」に、「420,000円」を「423,000円」に、「763,000円」を「768,000円」に改める。

(島根県工業用水道料金徴収条例の一部改正)

第45条 島根県工業用水道料金徴収条例（昭和43年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第37条の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 第45条の規定による改正後の島根県工業用水道料金徴収条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している工業用水道の使用で施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。